

出生時両立支援コース <子育てパパ支援助成金>

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

**【おもな要件】**

**第1種（男性労働者の出生時育児休業取得）**

- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制を整備していること。
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること。  
(※所定労働日が4日以上含まれていることが必要です。)

**<代替要員加算>**

- 男性労働者の育児休業期間中の代替要員を新たに確保した場合に支給します。

**<支給額>**

第1種	20万円
	代替要員加算 20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)

**第2種（男性労働者の育児休業取得率上昇）**

- 第1種の助成金を受給していること。
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の処置を複数行っていること
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制を整備をしていること。
- 第1種の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率が30%以上上昇していること。
- 育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象者となる労働者の他に2名以上いること。

**<支給額>**

第2種	1事業年度内に30%以上上昇	60万円 <75万円>
	2事業年度内	40万円 <65万円>
	3事業年度内	20万円 <35万円>

※ 第1種、第2種それぞれ1事業主あたり1回のみ  
 ※ 支給額<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額

## 働くパパコース

育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、  
男性従業員に育児休業を取得させた都内企業  
等対象 (企業・法人規模不問)

**育児休業15日取得 25万円支給**  
**15日取得以降15日ごとに25万円加算 上限300万円**  
(一事業者1回のみ)

### ●奨励の対象となる従業員、育児休業取得要件

- ・都内在勤の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでに15日以上の子育て休業を取得し、復帰後3ヶ月以上継続雇用されていること

### ●環境整備要件 次のいずれかの取得を行ったこと

- ①子育て休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ②子育て休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等  
(相談窓口の設置)
- ③従業員の子育て休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④従業員への子育て休業・産後パパ育休制度と育休休業取得促進に関する方針の周知

### ●中小企業等を対象とする特別措置

- ①子の出生後8週の期間に30日以上の子育て休業を取得した場合、奨励額に一律20万円を加算
- ②子の出生後8週の期間に初回の子育て休業を取得した場合、2回目の子育て休業期間を初回の子育て休業期間と合算して申請可能  
(合算可能な2回目の子育て休業は令和4年9月30日までに開始したものに限り。)

### 申請期間

子育て休業から復帰後3ヶ月経過した翌日から2ヶ月以内または令和5年3月31日のいずれか早い日まで  
※ただし、予算の全額が執行されると終了になります。